

令和 4 (2022) 年度女性が働きやすい企業推進事業働く女性にエール！カフェ  
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 4 (2022) 年 3 月  
栃木県産業労働観光部労働政策課

## 1 目的

この要領は、栃木県が実施する「令和 4 (2022) 年度女性が働きやすい企業推進事業働く女性にエール！カフェ」の業務を委託する業者を選定するために行う、公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

## 2 業務委託に係る仕様

別紙「令和 4 (2022) 年度女性が働きやすい企業推進事業働く女性にエール！カフェ業務委託仕様書」のとおりとする。

## 3 委託条件等

### (1) 委託期間

契約締結日から令和 5 (2023) 年 3 月 31 日 (金) まで

### (2) 委託費

1,719,652 円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

なお、令和 4 (2022) 年度栃木県予算及び国の地方創生推進交付金に係る交付決定において、当事業の経費が減額又は削除された場合には、本事業を予告なく変更又は中止することがある。

## 4 応募資格

次の要件をすべて満たすことができる者とする。

- (1) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立が行われている者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党等を推薦し、支持し、若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (6) 県税を滞納していないこと。

## 5 応募方法等

本事業の提案に参加を希望する者の受付は、以下により実施する。「4 応募資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

### (1) 実施要領の配布期間

令和4(2022)年3月4日(金)から令和4(2022)年3月22日(火)までとする。

### (2) 応募書類の受付期間

令和4(2022)年3月22日(火)午後5時までとする。

### (3) 応募書類

応募申請書(様式1号)に次の書類を添付すること。

※規格は原則A4版とする。

ア 企画提案書(様式2号)

イ 経費積算書(様式3号)

ウ 事業実績書(様式4号)

エ 添付書類(別添「応募申請必要書類一覧」参照)

### (4) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

※添付書類(別添「応募申請必要書類一覧」参照)は1部のみとする。

### (5) 提出場所

栃木県産業労働観光部労働政策課労働経済・福祉担当

(〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館6階)

### (6) 提出方法

提出場所に持参するか、又は郵送によるものとする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、受付期間内に必着とする。

## 6 業務委託内容等に関する質問

業務委託内容等に関する質問がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式5号)を電子メール又はFAXにより令和4(2022)年3月14日(月)午後5時までに「12 本要領に関する問い合わせ先」宛て提出する。質問に対する回答は、令和4(2022)年3月16日(水)までに質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページに掲載する。

## 7 審査時期

令和4(2022)年3月下旬

## 8 選考方法等

### (1) 選考までの流れ

県は、応募書類を審査し、適切に事業を実施できると認める民間企業等を委託候補者として決定する。また、必要に応じてヒアリングを行う。なお、提出された事業計画について、協議の上、内容を一部変更し採用することがある。

(2) 結果の通知

県はプロポーザル参加者に対して、令和4(2022)年3月31日(木)までに文書で結果を通知する。

(3) 採用企画数

1 企画

(4) 選考の基準

対象事業の選考は、次に掲げる項目を総合的に評価して行うものとする。

審査項目	審査基準
事業目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業内容の趣旨及び目的が十分理解され、明確なコンセプトの下に提案されているか。</li><li>○事業内容に関する知識を有した上での提案となっているか。</li></ul>
事業の提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○セミナーについて、女性の働きやすい環境づくりへの理解促進及び意見交換ワークショップでの活発な意見交換につながるような内容で、具体的に提案されているか。</li><li>○意見交換ワークショップについて、仕様書に合致した具体的な提案がされているか。</li><li>○意見交換ワークショップについて、参加者が活発に意見交換できるような工夫された提案がされているか。</li><li>○事業の周知・広報及び参加者の募集方法について、効果的な提案がされているか。</li><li>○事業実施後の参加者のフォローや県内企業への波及など事業効果を高めるための自主的な提案がされているか。また、提案内容は具体的かつ効果的な内容となっているか。</li></ul>
事業実施に当たっての実現性・計画性	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業内容やスケジュールなどが明示された、具体的で実現可能な事業計画が構築されているか。</li></ul>
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業計画を確実に実施する体制を整えているか。</li></ul>
事業実績	<ul style="list-style-type: none"><li>○過去に類似・関連事業の実績があるか。</li><li>○過去の事業実績は本事業に活かせる内容であるか。</li></ul>
費用の積算	<ul style="list-style-type: none"><li>○費用の積算は合理的な内容になっているか。</li></ul>
個人情報管理	<ul style="list-style-type: none"><li>○管理体制が整っているか。</li></ul>

(5) 提案者が1者の場合の取扱い

審査を行い、その結果が最低基準以上の場合は、受託候補者として取り扱うこととする。

## 9 契約手続きについて

(1) 企画が採用された民間企業等については、県と協議の上、栃木県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結するものとする。

(2) 委託業務の実施に際しては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、最優秀提案事業者と県との間で企画提案書をもとにして、業務の履行に必

要な具体的条件などの協議や調整を行い、随意契約の手続きに進むこととする。

- (3) 最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、その者と契約が成立しない場合は次点の提案事業者と交渉を行うこととする。

## 10 委託費の支払い

委託費の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。

## 11 その他

- (1) 事業の成果は、栃木県に帰属する。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者負担とし、栃木県ではこれらに係る経費については一切支給しない。
- (3) 提出された応募書類は、返還しない。
- (4) 提出された応募書類は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 次の場合は失格とする。

- ア 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- イ 応募書類やプロポーザルの内容に虚偽あることが判明した場合

## 12 本要領に関する問い合わせ先

栃木県産業労働観光部労働政策課労働経済・福祉担当

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

電話 028-623-3217 FAX 028-623-3225

Eメール rousei@pref.tochigi.lg.jp